

島田商業高校の校則

島商生として有意義な3年間を過ごすために、本校には生徒心得、校風規定、生徒会会則等の規則があります。ここにその一部を示します。

なお、令和4年度に「全校生徒へのアンケート、生徒会本部役員の会議、PTA 役員会での意見聴取、教員の会議」を経て、一部の校則を見直しています。これは、生徒が校則の意義を理解し、主体的に遵守できるようにするためです。今後も、生徒が主体となって検証と見直しをしていく予定です。

(1) 生徒心得

ア 礼儀

- ① 礼は互いに敬愛と親和の情をあらわすものでなければならない。
- ② 周囲の人に対して挨拶をし、礼儀正しい対応をする。

イ 服装

- ① 服装は質素清潔を旨とし、学校指定のものを正しく着用する。
- ② 通学の際は必ず制服を着用する。(休日に検定等で登校する時も原則として制服とする。) 休日・長期休業中の部活動への登下校は、部活動着用のジャージでもよい。
- ③ 上履きは学校指定のスリッパとする。
- ④ 学生服には学年章を右襟、校章を左襟につける。ブレザーは校章を左胸に付ける。

ウ 生活

- ① 学習は自主的、積極的に行う。
- ② 登校後は授業終了まで外出してはならない。
- ③ やむを得ず外出する時は、ホームルーム担任の許可を受ける。
- ④ 授業中の入退室は先生の許可を受ける。
- ⑤ 下校は16時50分までとするが、部活動による下校時刻は別に定める。

エ 欠席、遅刻、早退、忌引、欠課等

- ① 欠席等の連絡については、8時20分までにインターネットを通じて保護者が行う。なお、外線電話の取次ぎ時間は、午前8時から午後15時20分であり、この時間以外は自動音声対応となる。
- ② 遅刻した時は、職員室にある「入室許可証」に記入し、副校長又は教頭等から許可印をもらった後に授業を受ける。

オ その他

- ① 団体の結成加盟、集会の開催、掲示、出版等を行う場合は校長の許可を得なければならない。
- ② 生徒間の金銭の貸借は行ってはならない。

- ③ 不健全な飲食店、娯楽場、その他生徒として不適当な場所に入入りしてはならない。
- ④ 飲酒、喫煙は絶対してはならない。
- ⑤ 交通ルールとマナーを守り、事故・違反等を起こしてはならない。

以下については特に、注意すること。

イヤホン着用、一旦停止無視、スマホながら運転、並走、右側通行

- ⑥ 事故、違反等を起こした場合は直ちに学校（ホームルーム担任等）に届け出る。
- ⑦ 原付免許の取得、乗車は原則として禁止する。
- ⑧ アルバイトの実施は、所定の用紙で届け出をすること。その際、保護者の承諾と、学校生活に問題がない者に対して受理する。週休日のみとするが、長期休業中は平日も可能であり 18 時までとする。学校生活に支障があってはならない。但し 1 年生は夏休み以降とする。
- ⑨ スマートフォン・携帯電話等通信機器の敷地内での私的な使用を禁止する。
- ⑩ 本校生徒会会則を守り、生徒として責任ある行動をとる。

(2) 校風規定

島商生としてビジネスマナーを習得し、社会のルールや規律を守り、採用試験等を意識した正しい身だしなみとふるまいをする。

ア 頭 髪

- ① パーマ等の加工や染色・脱色等は原則禁止する。
- ② 整髪料は過度に使用しない。学生服の場合、髪の長さは、ワイシャツの襟半分までを限度とする。耳を出し、前髪はまゆを出すことを目安とする。ブレザーの場合、髪の長さは肩の線を限度とし、それ以上の場合はゴム（黒、茶、紺）で結び、前髪はまゆを出すことを目安とする。結ぶ時は耳より下で結ぶ。
- ③ まゆ毛は整える程度とし、細くしない。
- ④ ヘアピンをする場合の色は黒か紺とする。（大きいヘアピンの使用は禁止する）

イ 制 服

- ① 学生服の上着は標準服とし、それ以外の変形は禁止とする。丈の長さは袖よりも長くする。学生服の下はワイシャツとする。
- ② カラーはソフトカラーまたはレギュラーカラーとする。
- ③ ズボンはノータックかワンタックのものに限る。
（腰、股部分の極端に太いものは禁止）
- ④ ベルトは必ず使用し、革製か布製で色は黒か濃紺の一色とし、極度に細いものは禁止する。すその長さは、くるぶしが隠れる程度とし、極度に長いものは禁止する。
- ⑤ 夏服は、学校指定のワイシャツを着用する。保健衛生のため、無地で透けない肌着を着用する。
- ⑥ ブレザーは学校指定のものとし、変型は禁止する。
- ⑦ スカートは 20 本プリーツで追いかけてひだのものを着用する。長さは膝が隠れ、膝の中心より 15cm 以内とする。（体型を考慮し、品性を失わないようにする）

- ⑧ スラックス着用の際、ベルトは必ず着用し、革製か布製で色は黒か紺色の一色とする。極端に細いものは禁止する。

ウ 靴

通学は原則として黒の革靴とする。運動靴も華美でないものであれば可とする。

エ 通学用バッグ

通学用バッグは特に指定しないが、色は黒・紺・茶系統の華美でないものとする。

オ ソックス

- ① 学生服の場合、ソックスの色は白、紺、黒の無地とするが、ワンポイントは使用してもよい。
(柄物ソックスは禁止する)
- ② ブレザーの場合は、紺色ソックスを使用する。学校指定の紺色ソックス(ワンポイント入り)を推奨する。
- ③ 防寒のため、黒のタイツの着用を認める。

カ 防寒コート

冬季は、華美でないコートやジャンパーの着用を認める。

キ その他

- ① 冬季は華美でないマフラー、手袋の着用を認める。
- ② 化粧品の使用は禁止する。(リップクリームで色の付いたもの、光るもの、マニキュア等)
- ③ ピアス、ネックレス、ブレスレット、指輪等の装身具は身につけない。
- ④ セーターは学校指定のものを着用し、袖、裾が制服からはみ出さないように着用する。

(3) 自転車通学の許可

- ア 学校から1キロ地点以遠の通学者に対して許可する。(最寄りの駅まで利用する者も含む)
島田駅、島田第二小学校、島田第三小学校、付属島田中学校、島田第五小学校、島田市民病院、栩山橋より遠い者に許可する。
- イ 自転車通学許可願は始業式及び入学式後の最初のホームルーム時に提出する。
- ウ 許可者に対しては校章付番号札(ステッカー)を配布し、台帳に登録する。
- エ 舗装路での安全性を考慮して、マウンテンバイク・ロードバイクは許可しない。
- オ 雨合羽を必ず装備し、雨天時には着用する。
- カ 学校では、「静岡県高P連 賠償責任補償制度」への加入を行っており、万が一の自転車事故への備えをしているが、その他の自転車保険への加入を推奨する。
- キ 自転車点検を1年毎実施して、確実に整備されている自転車を使用する。
- ク ヘルメット着用を推奨する。

(4) 部活動について

全員いずれかの部に所属し、3年間同一部での活動を原則とする。